

墨田区

次世代育成支援行動計画策定のための調査

— 区内事業所調査 —

【回答にあたってのお願い】

- ①本調査票は、事業所の代表の方が回答してください。
- ②この調査は、平成21年1月1日現在で回答してください。
- ③調査票にご回答いただきましたら、同封の返信用封筒に入れて、**2月6日(金)までに**ポストに入れてください。切手は不要です。

【お問い合わせ先：墨田区 子育て計画課 子育て計画担当】

電話：03-5608-6084 / ファックス：03-5608-6403

問1 貴事業所で常時雇用する従業員数は何人ですか（パートを含む）。（1つに○）

- | | | |
|----------|------------|----------|
| 1. 1人~4人 | 3. 10人~29人 | 5. 50人以上 |
| 2. 5人~9人 | 4. 30人~49人 | |

問2 貴事業所の業種区分は、次のうちどれに該当しますか。（1つに○）

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| 1. 製造 | 4. 金融保険・不動産 | 7. 医療福祉・教育学習 |
| 2. 情報通信・運輸 | 5. 建設業 | 8. サービス |
| 3. 卸売小売 | 6. 飲食宿泊 | 9. その他（ ） |

問3 貴事業所の性格は、次のうちどれに該当しますか。（1つに○）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 単独事業所 | 2. 本社・本店 | 3. 支社・支店 |
|----------|----------|----------|

問4 墨田区では、平成17年3月に、子どもたちが健やかに生まれ育つための環境整備を図るため、「墨田区次世代育成支援行動計画」を策定しました。この行動計画のことをどのくらい知っていますか。（1つに○）

- 1. 内容をよく知っている
- 2. 内容を少し知っている
- 3. 聞いたことはあるが、内容はほとんど（全然）知らない
- 4. 聞いたこともない

問5 平成23年4月1日から、企業が次世代育成支援をすすめるために策定する「一般事業主行動計画」の策定・届出の義務づけ範囲が、従業員30人以上企業から、従業員10人以上企業に拡大され、従業員100人以下の企業は努力義務となります。貴事業所の「一般事業主行動計画」の策定状況は、次のうちどれにあてはまりますか。（1つに○）

- 1. すでに計画を策定している
- 2. 計画を策定する予定である
- 3. 計画を策定する予定はない
- 4. わからない

問6 貴事業所では、日ごろ労務管理上どのようなことに悩んでいますか。（あてはまるもの3つまでに○）

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1. 優秀な人材が確保できない | 6. 従業員の長時間労働 |
| 2. 優秀な人材が定着しない | 7. 定年退職者の活用方法 |
| 3. 従業員の高齢化 | 8. その他（ ） |
| 4. 女性従業員が結婚や出産を機にやめてしまう | |
| 5. 従業員の生産性やモラルが低い | 9. 特にない |

問7 貴事業所の仕事と家庭の両立支援に対する考え方について、該当するもの1つに○をしてください。

- 1. 積極的に「仕事と家庭の両立」を支援している
- 2. 今後積極的に支援したい
- 3. 法律で定められた範囲内で支援している
- 4. 考えていない

問7-1 問7で「1」または「2」と答えた方にお聞きします。積極的に支援している・積極的に支援したいのは、なぜですか。（あてはまるものすべてに○）

- 1. わが社の経営戦略上の課題である
- 2. 人事戦略上の課題である
- 3. 福利厚生の一環である
- 4. 企業の社会的責任としての課題である
- 5. その他（ ）

問7-2 問7で「3」と答えた方にお聞きします。定められた範囲内で支援しているのは、なぜですか。（あてはまるものすべてに○）

- 1. 取り組み費用や人に余裕がない
- 2. 「仕事と家庭の両立支援」は少子化対策なので行政が行うものである
- 3. 出産・育児は個人の問題である
- 4. その他（ ）

問8 育児休業制度は取り入れていますか。(1つに○)

1. あり 2. なし

▶問8-1 対象となる子どもの上限年齢はいくつですか。(1つに○)

1. 1歳に達するまで(法定どおり) 3. その他()
2. 1歳を超える()歳まで

▶問8-2 過去3年間に、育児休業を取得した従業員はいますか。(1つに○)

- | | | |
|-----|-----------------------------------|--------|
| ①男性 | 1. いる → ()人 | 2. いない |
| ②女性 | 1. いる → ()人 | 2. いない |

問9 子どもの看護休暇制度は取り入れていますか。(1つに○)

1. あり 2. なし

▶問9-1 看護休暇の取得可能日数は何日ですか。(1つに○)

1. 年5日まで(法定どおり) 3. その他()
2. 5日を超える()日まで

▶問9-2 対象となる子どもの年齢は何歳までですか。(1つに○)

1. 小学校就学の始期に達するまで(法定どおり) 3. その他()
2. 小学校入学後も取得可能(法定を超える)

▶問9-3 過去3年間に、看護休暇を取得した従業員はいますか。(1つに○)

1. いる → ()人 2. いない

問10 従業員が育児休業や看護休暇をとることで、貴事業所が得られると思うメリットは、どのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| 1. 対外的な企業イメージが向上する | 5. 業務の進め方が体系化され生産性につながる |
| 2. 優秀な人材の採用が促進される | 6. 企業責任を果たすことになる |
| 3. 社員の人間関係が向上する | 7. その他 |
| 4. 社員のモラル・会社への帰属意識が高まる | () |
| | 8. 特になし |

問11 現在、墨田区が行っている保育サービス等で拡充が必要だと思うものはどれですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|---------------------------------|
| 1. 延長保育 | 9. 保育ママ |
| 2. 一時保育 | 10. 認定こども園 |
| 3. 夜間保育 | 11. 幼稚園の預かり保育 |
| 4. 休日保育 | 12. 認証保育所保育料負担軽減助成 |
| 5. 幼稚園の夏休み中の預かり保育 | 13. 保育料の引き下げ |
| 6. 病児・病後児保育 | 14. 学童保育 |
| 7. 緊急一時保育 | 15. その他() |
| 8. ショートステイ | 16. 特になし |

問12 貴事業所で仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)支援のため、育児休業制度及び子どもの看護休暇制度以外に、取り組んでいるものを教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1. 勤務時間短縮 | 6. 育児に関する経費の助成措置 |
| 2. フレックスタイム制 | 7. 在宅勤務制度 |
| 3. 始業・終業時刻の繰上げ、繰下げ | 8. 出産のため退職休職した場合の再就職制度 |
| 4. 所定外労働時間の免除 | 9. その他() |
| 5. 事業所内託児施設 | 10. 特になし |

問13 仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)に取り組むためには、行政からどのような支援があれば、よいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| 1. 財政的支援(低利融資等) |
| 2. 取り組み企業のPRによるイメージアップ(表彰制度、広報誌・HP掲載等) |
| 3. 他の企業の取り組み事例の紹介 |
| 4. アドバイザーの派遣など個別の導入支援 |
| 5. その他() |

安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つことができる墨田区となるために、墨田区に対してのご意見・ご要望がありましたら、自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

なお、調査票は、返信用封筒に入れ、2月6日(金)までにポストに入れてください。